

みんなのきずなで支え合う

全米販の生命共済

団体コース



個人コース

団体コース

6つの
特長

- 1 割安な共済費で大きな保障が得られる掛け捨て共済です。
- 2 業務上・業務外を問わず24時間保障です。
- 3 1年更新ですので、毎年保障の見直しが可能です。
- 4 現在健康であれば、医師による診査がなく、加入者ご自身の健康告知だけでご加入いただけます。
- 5 事業所単位で、役員・従業員全員の加入となります。(加入者となることに同意した全員の記名・捺印が必要です。)
- 6 事業主が負担した共済費は全額損金(必要経費)に算入できます。(法人税基本通達9-3-5、9-3-6-2)(所得税法第27条、第37条)

共済金額は選べます(保障内容) 役員・従業員の万一の際の保障

普通死亡見舞金・普通高度障害見舞金

- 共済期間中に死亡したとき
- 開始日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき

100万円～300万円 (1口当り100万円)

災害死亡見舞金・災害高度障害見舞金

- 開始日以後の不慮の事故による傷害または特定感染症により死亡または高度障害になったとき

200万円～600万円

※保障内容についての詳細および見舞金をお支払いできない場合等は、後述「保障内容一覧」をご覧ください。

個人コース

8つの
特長

- 1 割安な共済費で大きな保障が得られる掛け捨て共済です。
- 2 死亡保障はもちろん、不慮の事故による傷害で災害障害・入院についても保障します。
- 3 配偶者、子供も含めて家族全員でご加入いただけます。
- 4 業務上・業務外を問わず24時間保障です。
- 5 1年更新ですので、毎年保障の見直しが可能です。
- 6 共済費はご指定の口座より毎月振替えさせていただきますので、集金や振込みなどの面倒な手続きが不要です。
- 7 現在健康であれば、医師による診査がなく、加入者ご自身の健康告知だけでご加入いただけます。
- 8 結婚祝金、餞別金制度もついています。

共済金額は選べます(保障内容) こんなときにお受け取りになれます

普通死亡見舞金・普通高度障害見舞金

- 共済期間中に死亡したとき
- 開始日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき

100万円～700万円 (1口当り100万円)

災害死亡見舞金・災害高度障害見舞金

- 開始日以後の不慮の事故による傷害または特定感染症により死亡または高度障害になったとき

200万円～1,400万円

災害障害見舞金

- 開始日以後の不慮の事故による傷害で障害状態2級～6級に認定されたとき

200万円～20万円 (子供は100万円～10万円)

災害入院見舞金

- 開始日以後の不慮の事故による傷害で5日以上入院したとき

3,000円×入院日数 (子供の入院日額は1,500円)
(初日より120日まで)

全米販の生命共済ならではの!

結婚祝金 ご結婚の際に

1万円 (3カ年以上継続加入している場合)

餞別金 ご継続を止めた際に…

2万円 (10カ年以上継続加入していた場合)

〈団体コース〉

共済年齢	年齢区分 (4月1日現在)	共済費 (年払)			
		加入口数 (金額)	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
15歳～35歳	14歳6ヵ月超～35歳6ヵ月迄	男性	2,200円	4,400円	6,600円
		女性	1,400円	2,800円	4,200円
36歳～40歳	35歳6ヵ月超～40歳6ヵ月迄	男性	2,600円	5,200円	7,800円
		女性	2,000円	4,000円	6,000円
41歳～45歳	40歳6ヵ月超～45歳6ヵ月迄	男性	3,500円	7,000円	10,500円
		女性	2,500円	5,000円	7,500円
46歳～50歳	45歳6ヵ月超～50歳6ヵ月迄	男性	5,000円	10,000円	15,000円
		女性	3,200円	6,400円	9,600円
51歳～55歳	50歳6ヵ月超～55歳6ヵ月迄	男性	7,600円	15,200円	22,800円
		女性	4,200円	8,400円	12,600円
56歳～60歳	55歳6ヵ月超～60歳6ヵ月迄	男性	11,000円	22,000円	33,000円
		女性	5,500円	11,000円	16,500円
61歳～65歳	60歳6ヵ月超～65歳6ヵ月迄	男性	15,800円	31,600円	47,400円
		女性	8,100円	16,200円	24,300円
66歳～70歳	65歳6ヵ月超～70歳6ヵ月迄	男性	25,100円	50,200円	75,300円
		女性	13,100円	26,200円	39,300円

加入口数と受取額

あなたのライフスタイルに合わせてご選択ください。
 下記は、おすすめタイプです。他の口数をご希望の場合は、共済担当者へお問い合わせください。

加入者	加入口数	普通死亡見舞金・ 普通高度障害見舞金	災害死亡見舞金・ 災害高度障害見舞金	災害障害見舞金	災害入院見舞金 (不慮の事故による 5日以上入院)	結婚祝金	競別金
本人	3口	300万円	600万円	200～20万円	1日につき 3,000円	10,000円	20,000円
	5口	500万円	1,000万円				
	7口	700万円	1,400万円				
配偶者	3口	300万円	600万円	100～10万円	1日につき 1,500円	10,000円	20,000円
	5口	500万円	1,000万円				
子供	2口	200万円	400万円	100～10万円	1日につき 1,500円	10,000円	20,000円
	3口	300万円	600万円				

※保障内容についての詳細および見舞金をお支払いできない場合等は、後述「保障内容一覧」をご覧ください。

〈個人コース共済費 (月払)〉

共済年齢	年齢区分 (4月1日現在)	共済費 (月払) 本人 (7口まで) 配偶者 (5口まで) (60歳6ヵ月超65歳6ヵ月迄は2口まで、65歳6ヵ月超70歳6ヵ月迄は1口)							
		加入口数 (金額)	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)	4口 (400万円)	5口 (500万円)	6口 (600万円)	7口 (700万円)
15歳～35歳	14歳6ヵ月超～35歳6ヵ月迄	男性	360円	540円	630円	810円	990円	1,350円	1,530円
		女性	310円	490円	540円	720円	810円	1,080円	1,170円
36歳～40歳	35歳6ヵ月超～40歳6ヵ月迄	男性	400円	580円	810円	990円	1,170円	1,530円	1,710円
		女性	360円	540円	720円	900円	990円	1,350円	1,530円
41歳～45歳	40歳6ヵ月超～45歳6ヵ月迄	男性	450円	720円	990円	1,260円	1,530円	1,980円	2,160円
		女性	400円	630円	810円	990円	1,170円	1,530円	1,710円
46歳～50歳	45歳6ヵ月超～50歳6ヵ月迄	男性	540円	900円	1,350円	1,710円	2,070円	2,610円	2,970円
		女性	450円	720円	990円	1,170円	1,440円	1,890円	2,070円
51歳～55歳	50歳6ヵ月超～55歳6ヵ月迄	男性	720円	1,350円	1,910円	2,430円	3,060円	3,780円	4,320円
		女性	630円	900円	1,170円	1,530円	1,800円	2,340円	2,610円
56歳～60歳	55歳6ヵ月超～60歳6ヵ月迄	男性	1,000円	1,850円	2,760円	3,510円	4,320円	5,310円	6,120円
		女性	720円	1,080円	1,530円	1,890円	2,340円	2,880円	3,330円
61歳～65歳	60歳6ヵ月超～65歳6ヵ月迄	男性	1,400円	2,650円					
		女性	900円	1,440円					
66歳～70歳	65歳6ヵ月超～70歳6ヵ月迄	男性	2,150円						
		女性	1,260円						

共済年齢	年齢区分 (4月1日現在)	共済費 (月払) 子供			
		加入口数 (金額)	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
3歳～22歳	2歳6ヵ月超～22歳6ヵ月迄	男女共通 共済費	220円	360円	490円

※配偶者、子供の加入口数は本人の口数以内とします。

制度内容一覧

加入資格	本人…全米販組合員卸の役員員および取引先小売店（店主、従業員等）、その他全米販が認める者で、健康で正常に勤務している14歳6ヵ月超70歳6ヵ月迄の方 配偶者…上記の方の配偶者で、健康で正常に生活している14歳6ヵ月超70歳6ヵ月迄の方 子 供…上記の方の子供で、健康で正常に生活している2歳6ヵ月超22歳6ヵ月迄の方 ※子供は、本人が扶養している子供（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用します）をいいます。						
共済期間 開始期	共済期間…毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間 開始日…毎年4月1日 以後毎年更新します。（加入後にお体を悪くされても同額以下で更新できます）						
共済金額	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">団体コース</td> <td>普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～3口（300万円）</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">※災害による場合はそれぞれ2倍お支払いします。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">個人コース</td> <td>普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～7口（700万円）</td> </tr> </table>	団体コース	普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～3口（300万円）	※災害による場合はそれぞれ2倍お支払いします。	個人コース	普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～7口（700万円）	
団体コース	普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～3口（300万円）	※災害による場合はそれぞれ2倍お支払いします。					
個人コース	普通死亡見舞金：本人…1口（100万円）～7口（700万円）						
配偶者・子供の加入 (個人コースの場合)	○配偶者・子供とともに加入できます。ただし、本人の加入が前提となります。 ○配偶者の加入口数は5口、子供の加入口数は3口までで、本人の加入口数以内とします。 ○子供を加入させるときは、加入資格のある者全員を同一口数で加入させて下さい。 ○期間の途中で加入できます。						
中途加入・ 加入口数の変更	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">団体コース</td> <td>毎月10日が申込締切日。開始日は翌月1日となります。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">個人コース</td> <td>毎月20日が申込締切日。開始日は翌々月1日となります。</td> </tr> </table>	団体コース	毎月10日が申込締切日。開始日は翌月1日となります。	個人コース	毎月20日が申込締切日。開始日は翌々月1日となります。	○期間の途中で加入口数の変更はできません。	
団体コース	毎月10日が申込締切日。開始日は翌月1日となります。						
個人コース	毎月20日が申込締切日。開始日は翌々月1日となります。						
解約・脱退	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">団体コース</td> <td>退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。（ただし、解約返済金はありません。）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">個人コース</td> <td>退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。 本人が解約（死亡・高度障害を含む。）した場合、配偶者・子供とも同時に解約となります。</td> </tr> </table>	団体コース	退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。（ただし、解約返済金はありません。）	個人コース	退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。 本人が解約（死亡・高度障害を含む。）した場合、配偶者・子供とも同時に解約となります。		
団体コース	退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。（ただし、解約返済金はありません。）						
個人コース	退職または当組合を脱会した場合は、脱退となります。 本人が解約（死亡・高度障害を含む。）した場合、配偶者・子供とも同時に解約となります。						
共済費の振込方法	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">団体コース</td> <td>年1回払いとし、全米販の指定する口座にお振込みいただきます。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">個人コース</td> <td>毎月23日（休日の場合は翌営業日とします。）にご指定の口座より1家族単位で振り替えます。</td> </tr> </table>	団体コース	年1回払いとし、全米販の指定する口座にお振込みいただきます。	個人コース	毎月23日（休日の場合は翌営業日とします。）にご指定の口座より1家族単位で振り替えます。		
団体コース	年1回払いとし、全米販の指定する口座にお振込みいただきます。						
個人コース	毎月23日（休日の場合は翌営業日とします。）にご指定の口座より1家族単位で振り替えます。						
見舞金の受取人	普通死亡見舞金…申込書にて指定できます。 災害死亡見舞金…普通死亡見舞金の受取人と同一になります。 普通・災害高度障害見舞金・災害入院見舞金…加入者本人 ※団体コースについて、以下の点にご注意願います。 ・事業主が普通死亡見舞金・災害死亡見舞金を受け取る場合、死亡見舞金請求に際しては加入者の遺族の了解が高度障害見舞金の請求に際しては、加入者の了解が必要です。 （本人の記名・捺印で確認します。）						
共済費の税務(注)	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">団体コース</td> <td>事業主が負担した共済費は、全額損金（必要経費）に算入できます。（法人税基本通達9-3-5 9-3-8-2）（所得税法第27条、第37条）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">個人コース</td> <td>本人が負担した共済費は、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）</td> </tr> </table>	団体コース	事業主が負担した共済費は、全額損金（必要経費）に算入できます。（法人税基本通達9-3-5 9-3-8-2）（所得税法第27条、第37条）	個人コース	本人が負担した共済費は、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）		
団体コース	事業主が負担した共済費は、全額損金（必要経費）に算入できます。（法人税基本通達9-3-5 9-3-8-2）（所得税法第27条、第37条）						
個人コース	本人が負担した共済費は、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）						
見舞金の税務(注)	◎死亡見舞金…本人分は「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第9条、第12条） ◎普通・災害高度障害見舞金・災害障害見舞金・災害入院見舞金…本人が受け取る分は非課税です。（所得税法施行令第30条）						

(注) 作成日現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合があります。

保障内容一覧

見舞金をお支払いする要件

- ◎共済期間中に死亡した場合に普通死亡見舞金をお支払いします。
- ◎開始日以後の傷害もしくは疾病により、共済期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合に普通高度障害見舞金をお支払いします。
- ◎開始日以後に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内にかつ共済期間中に死亡した場合、または開始日以後に発病した特定感染症（※）により共済期間中に死亡したときは災害死亡見舞金をお支払いします。
- ◎開始日以後に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内にかつ共済期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合、または開始日以後に発生した特定感染症（※）により共済期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合、災害高度障害見舞金をお支払いします。
- ◎開始日以後に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内にかつ共済期間中に障害状態（2級～6級）のいずれかに該当した場合は災害障害見舞金を、5日以上入院した場合は災害入院見舞金（1日～120日迄）をお支払いします。
- ※特定感染症とは、平成15年11月5日現在において「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」の第6条第2項から第4項までに規定する疾病をいいます。

見舞金をお支払いしない場合

次の場合には免責または解除となり、見舞金をお支払いできませんので、特にご注意下さい。（増額された場合は増額部分についても適用いたします）

〈普通死亡見舞金・普通高度障害見舞金〉	〈災害死亡見舞金・災害高度障害見舞金・災害障害見舞金・災害入院見舞金〉共通事項
(1) 加入者が加入日以降一年以内に自殺したとき (2) 共済契約者または見舞金受取人が故意に加入者を死亡させたとき、もしくは高度障害状態にさせたとき (3) 加入者が戦争その他の交戦によって死亡、もしくは高度障害状態になったとき (4) 加入者が故意により高度障害状態になったとき (5) 共済契約者または加入者が加入申込の際告知について故意または重大な過失があったとき	(1) 共済契約者、加入者または見舞金受取人の故意または重大な過失によるとき (2) 加入者の犯罪行為によるとき (3) 加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき (4) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6) 地震、噴火、津波または戦争その他の交戦によるとき

※見舞金請求権は、支払い事由が発生してから3年を経過した場合に時効により消滅します。

「所定の高度障害状態」とは次の状態をいいます。

- | | |
|--|---|
| (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2) 言語またはそれ以外の機能を全く永久に失ったもの
(3) 中枢神経系または精神に著しい障害を致し、終身常に介護を要するもの
(4) 胸腹部臓器に著しい障害を致し、終身常に介護を要するもの
(5) 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの | (6) 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|--|---|

個人情報の取り扱いに関する事項

本組合では、組合員・加入者から収集した個人情報を必要な範囲で次の目的に使用します。

- ア、共済契約の締結、契約維持管理
- イ、共済事故の見舞金支払

- ウ、共済案内・サービス
- エ、本組合が行う、他の事業による商品・サービス
- オ、適正な見舞金の支払いを回すために委託した調査会社に寄る調査・連絡等

当パンフレットは全米米穀販売事業共済協同組合が生命共済に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は全米米穀共済事業約款に基づき運営されます。ご不明な点がございましたら、加入窓口までお尋ね下さい。



全米米穀販売事業共済協同組合
共済部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
電話 03(4334)2140 FAX. 03(4334)2147